

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【4】」

2. 日 時：令和2年9月1日(火) 13時30分～15時30分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、薩川審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他9名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、大飯発電所第3号機及び第4号機の火災防護基準改正に伴う設計及び工事計画申請書について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁から以下について説明するように伝えた。

- 基本設計方針の記載は火災区画の記載なのか、感知区画の記載なのか読み取れないため、記載を明確にすること。
- 全体の設計方針を踏まえて、それぞれの感知区画の設計が全体の設計方針に整合していることについて説明すること。
- 消防法施行規則どおりに設計できている箇所と消防法施行規則どおりに設計できない箇所について整理し、後者について技術的な観点でどのように設計しているのかを説明すること。
- 異なる2種類の感知器の設置に係る検査等で地元消防が確認する内容と確認しない項目について整理すること。
- 使用前事業者検査において消防設備士が現場施工をした結果を事業者がどのように確認するのかを品質管理マネジメント上でも問題ないことを整理すること。
- 高放射線エリアのうち床面積が小さいエリアについて、火災が起きた場合でもエリア内にある機器に対して影響がないこと及び一定時間燃えても他のエリアに影響がないことを基準への適合性と併せて説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・大飯発電所第3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請書の審査スケジュール（案）
- ・大飯発電所3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について

以上